

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

可視化時代の弁護実践(その3)

——可視化申入書と被疑者ノートの新たな活用法——

取調べの可視化実現大阪本部 事務局長 森 直也

新聞報道によれば、政府は2015年3月13日、裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件の取り調べ全過程の録音録画の義務付けに関する刑事訴訟法などの改正案を閣議決定したとのことである。現在会期中の国会において、法律として制定される可能性が極めて高いとも言われている。^{※1} いよいよ、「可視化法制時代」が目前に迫ってきたのである。

確かに当該法制化は、その対象が裁判員裁判における検察・警察の取調べと、検察独自捜査に限られており、また例外事由も規定されている。その意味で、法制化されても実務における可視化の範囲はごく一部に限られるとの指摘もあり得る。しかしながら、一度開いた風穴は、そこから大きく広がって行かざるを得ない。その意味で、捜査機関は、全事件・全過程の「可視化」に向けて、不可逆的な一步を踏み出したとも言える。

ここから録画の範囲を拡大させていく鍵、それは、個々の弁護人の可視化時代を見据えた弁護実践に他ならない。

そこで、本稿では、これまでも広く活用されてきた可視化申入書と被疑者ノートの、可視化法制時代における新たな活用法を呈示したい。

可視化申入書

捜査弁護における可視化申入れの重要性は、従前から変わることはない。

弁護人が、自白事件・否認事件を問わず、捜査機関に対して可視化申入れ（取調べ全過程の録画を求める文書の提出）を行うことで、たとえ実際に録画

がなされなくても、取調官は自白の強要や黙秘権侵害などに抑制的になる。なぜなら、弁護人が書面により「全過程」の録画を申し入れたにもかかわらず、録画されないままで違法・不当な取調べの結果調書が作成された場合、後日弁護人により被疑者の供述の任意性・信用性が争われること可能性を、捜査官としても意識せざるを得なくなるからである。また、次に述べる「被疑者ノート」に調書の任意性への疑いを生じさせる事実が記載されていれば、それと合わせて、調書そのもの、あるいは、一部録画部分の「信頼性」が根底から崩れることとなる。

さらに、最高検の2014年6月16日依命通知により、検察庁の取調べにおいて実際に録画が実施されるに至り、可視化申入れの重要性・実効性はより一層高まったといえる。依命通知における本格実施対象事件、及び試行拡大対象事件において、弁護人が要件該当性を具体的に論じた上で可視化申入れを行えば、検察官は安易に例外事由に該当するとして録画を行わないという選択は取りづらくなる。なぜならば、可視化申入れにおいて、本事案が要件に該当し、また例外事由には当たらないと具体的に論じられているにもかかわらず、敢えて検察官が録画を行わない場合、それ自体が作成された調書の任意性・信用性に疑いを生じさせることになるからである。

この点は既に本連載記事でも論じたが（2014年7月号「平成26年6月16日付最高検依命通知を用いた弁護実践を！」）、特に依命通知における本格実施対象事件においては、可視化申入書に、本件が対象事件であることを明記し、また、例外事由には該当しないことを具体的に論じることが必要となる。また、試

行拡大対象事件についても、依命通知を引用しつつ、被疑者の場合には、①公判請求が見込まれる身柄事件であること、②事案の内容や証拠関係等に照らし、被疑者の供述が立証上重要であること、ないしは③証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があること、という要件該当性を明確に論じた上で、取調べ全過程の録画・録音を行うべきことを求めることとなる。

その上で、可視化法制時代を迎えた今、可視化申入れの重要性は、さらに高まる。なぜならば、これまでは弁護人が捜査機関に対し可視化申入れを行っても、「設備がない」「制度として認められていない」等の理由で、実際に録画がなされることはほぼなかった。しかしながら、今般の法制化により、今後検察庁は勿論のこと、各警察署にも録画設備が漸次設置されていくことになる。そうなれば、捜査機関は弁護人の申入れに対して、上記を理由としてこれを拒否することはできなくなるのである。そこで、弁護人が必要性を論じた上で可視化申入れを行っているのに、捜査機関がなお録画しないことは、それ自体供述の任意性・信用性を疑わせる大きな要素となるからである。

被疑者ノート

大阪が発祥の地である被疑者ノートは、これまでも捜査弁護にとって必要不可欠のツールとして、全国で広く活用されてきた。

被疑者ノートを被疑者に差し入れることは、以下のような有用性が認められる。

- ① 取調べに対する牽制となる
- ② 弁護人が取調べ状況を理解しやすい
- ③ 被疑者の自覚と励ましにつながる
- ④ 証拠として利用できる

特に、録画されていない取調べや一部録画しかされない取調べにおいて、被疑者ノートは調書の任意性・信用性を争う強力なツールとなる。録画されていない取調べにおいて、捜査官から暴言や不当な利

益誘導に晒された被疑者が、その内容を被疑者ノートに記載することで、後日公判において作成された調書の証拠能力を争う際の重要な証拠となることは、これまでの例からも明らかである。

さらに、法制化や実務運用により、録画の範囲が拡大し、全過程録画もなされる状況下においては、被疑者ノートには新たな役割が付け加わることとなる。すなわち、

⑤ 録画媒体の検索に利用できる

ということである。全過程録画がなされれば、弁護人は公判前整理手続段階で、録画媒体物の開示を受け、これを的確に検討しなければならない。当該作業には、相当の時間を要することになる。特に、録画媒体の量が膨大であるときには、索引もなく、ひたすら録画物を見ていかなければならない。勿論、媒体の的確なチェックは、弁護人として必須の作業ではあるが、違法・不当な捜査の手掛かりがあれば、チェックがスムーズに進む。このような場合に、被疑者ノートに違法な取調べの記載があれば、当該記載がなされている取調べを重点的にチェックすることにより、ポイントを絞った効果的な検討が可能となる。

このような効果がある被疑者ノートの差入に際しては、被疑者に対して、以下のアドバイスをすることが有用となろう。すなわち、

- ① 事実をありのままに書くこと
- ② 記憶が鮮明なうちに書くこと
- ③ ページごとに「記入した日」の日付を正確に記入して署名すること
- ④ いったん「記入した日付」を記入した場合には、後の改変を疑われないよう、後から書き加えないこと、新たに思い出したことなど、新たに書き加えたい事柄が生じた場合には、新たに記入する日のページに付記すること

※1 改正法案の概要は法務省HP(<http://www.moj.go.jp/content/001139232.pdf>)を参照。

※2但し、法案によれば、施行は交付の日から起算して3年を越えない範囲内とされている。改正法附則第1条。